



幼保連携型こども園とは？

教育基本法上の第6条「学校」となります。
幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設で、
小学校就学前の子どもに、幼児期の教育と保育を
一体的に提供します。

保護者の働き方にかかわらず(共働きの家庭も、
専業主婦(夫)家庭も)利用できます。

こども園を利用するには、**支給認定(保育の必要性の認定)**が必要です

1号認定… 3・4・5歳児

満3歳児(3歳の誕生日を迎えた翌日から入園可能)
の保育の必要性がない子ども

→1号で入園をご希望の方は、園にお申し込みください。
入園試験を受けていただきます。

2号認定… 3・4・5歳児 の保育の必要性がある子ども

3号認定… 0・1・2歳児 の保育の必要性がある子ども

→2・3号で入園をご希望の方は、各自治体にお申し込みください。

| 年齢 | 保育の 必要性 | 支給認定区分 | | 保育の必要量 (利用可能時間) |
|--------|------------|--------|---------|--------------------|
| | | 1号認定 | 教育標準時間 | |
| 3・4・5歳 | なし | 1号認定 | 教育標準時間 | 4時間程度/日 |
| | あり | 2号認定 | 保育標準時間 | 11時間まで/日 |
| 保育短時間 | | | 8時間まで/日 | |
| 0・1・2歳 | あり | 3号認定 | 保育標準時間 | 11時間まで/日 |
| | | | 保育短時間 | 8時間まで/日 |

*保育の必要性『あり』とは…

保護者が就労、妊娠、出産、災害復旧、疾病、障害、看護、
介護、求職活動でお子さんを家庭で保育できず、
保育を必要とする方



* 保育の必要量(利用可能時間)を超えた利用について(有料)

| 認定 | 対象 | 有料時間 |
|------------------|-----------------------------------|---|
| 1号認定 『預かり保育』 | 教育標準時間 9:00~14:00(4時間)を超えて利用する場合 | 8:00~9:00 14:00~17:00 長期休暇中の預かりなど |
| 2・3号認定 『延長保育』 | 保育標準時間 7:00~18:00(11時間)を超えて利用する場合 | 平日 18:00~20:00 土曜 18:00~19:00 |
| | 保育短時間 8:00~16:00(8時間)を超えて利用する場合 | 7:00~8:00 平日 16:00~20:00 土曜 16:00~19:00 |

* 教育・保育の無償化について

令和元年5月10日(金)に、幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が、国会で成立しました。これにより、令和元年10月から、

★幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての
子供たちの利用料が無料になります。

1号認定(満3歳から5歳児)、2号園児が対象となります。ただし、実費・特定負担額は無償化の対象外です。

★0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として
利用料が無料になります。

* 在園中に就労状況が変わっても、通い慣れた園に通い続ける ことができます。

手続き方法は、お住まいの自治体へお問い合わせください。なお、2号認定のお子さんの人数が想定を上回ると、ご希望に沿えない場合もあります。必ず事前に園へご相談ください。

<2号認定⇒1号認定>

在園中に仕事を辞めるなど、家庭での保育が可能な状況になった場合は、
2号認定から1号認定へ。(教育時間前後は預かり保育の利用も可能。)

<1号認定⇒2号認定>

在園中に仕事に就くなど、家庭での保育が困難な状況になった場合は、
1号認定から2号認定へ。